



### 市税等の口座振替のお勧め

市税等の納付には口座振替が便利です。納期限日に口座引き落としされますので、金融機関等に出かける手間が省けます。納税通知書、預・貯金通帳と口座届出印をお持ちのうえ、口座振替利用予定金融機関または収納課、北部・南部出張所でお申し込みください。

☎収納課(本庁舎2階) ☎963-9141



### 休日納税相談

■日時：7月4日(日)・18日(日)・8月1日(日)、9:00～15:00

■会場：収納課

■内容：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付や納税相談

\*窓口の混雑状況によってはお待ちいただく場合があります

☎収納課(本庁舎2階) ☎963-9142



### 倒産や会社都合による解雇などで離職した方の国民健康保険税の軽減

■軽減対象期間：離職日の翌日～期間開始日の属する年度の翌年度末

■対象：国民健康保険加入の方またはこれから加入する方で、次の①～③のすべてに該当する方。  
①倒産・会社都合による解雇などにより離職した  
②雇用保険の特定受給資格者、特定理由離職者として失業給付を受ける(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかである)  
③離職日時点で65歳未満

■軽減方法：対象者の前年給与所得を100分の30として国民健康保険税を計算

■申請に必要なもの：雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、本人確認書類、マイナンバーが確認できるもの

■申込み：直接下記へ。郵送での手続きを希望する方は電話で下記へ

☎国保年金課(第二庁舎1階) ☎963-9146



### 国民年金保険料免除申請の手続き

7月から、令和3年度(3年7月～4年6月分)の国民年金保険料免除申請および納付猶予(50歳未満)の申請受け付けが始まります。免除や納付猶予の審査は、本人および配偶者(免除の場合は世帯主も含む)の令和2年中の所得をもとに、日本年金機構で行なわれます。

なお、前年度に全額免除または納付猶予の承認を受け、継続申請を希望された方は手続き不要ですが、4分の3・半額・4分の1免除の承認を受けた方は、毎年手続きが必要です。3年6月以前の期間について免除申請を希望する方は、随時受け付けています。

\*保険料納付期限から2年を経過していない期間まで遡って申請できます

■申請に必要なもの：マイナンバーが確認でき

**8月の市民課休日窓口は8月1日(日)です**

るもの、年金手帳、本人確認書類、(退職した方)退職日を確認できる雇用保険受給資格者証または離職票

■申請場所：国保年金課年金担当(第二庁舎5階。7月26日(月)から第二庁舎1階)

☎日本年金機構越谷年金事務所 ☎960-1190、国保年金課 ☎963-9155



### 国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証発送

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している世帯(方)に、8月以降の新しい保険証をお送りします。

■発送方法：7月下旬までに簡易書留郵便でお送りします。受領印を押したうえで配達員より直接お受け取りください。不在によりお受け取りできなかった方には、8月上旬までに再度普通郵便でお送りします

■発送先：保険証は住民登録の住所にお送りします。住民登録の住所以外にお住まいの方には、保険証が配達されない場合があります。アパートやマンションにお住まいの方は、棟や部屋番号まで住民登録するようお願いします

☎国保年金課▷国民健康保険証について… ☎963-9146 ▷後期高齢者医療制度について… ☎963-9170



### 国民健康保険の限度額適用認定証等の更新

保険証の更新にあわせて、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の期限が7月31日(土)で終了します。新たな認定証をご

希望の方は、新しい保険証が届いてから国保年金課にご申請ください。

■持ち物：新しい保険証、世帯主と認定証が必要な方のマイナンバーがわかるもの、窓口に来る方の本人確認ができるもの

☎国保年金課(第二庁舎1階) ☎963-9154



### 越谷市税条例の改正

地方税法の一部改正に伴い、越谷市税条例を改正しました。主な内容は次のとおりです。

■医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)における適用期限の延長：特定一般用医薬品等(医療用薬剤との代替性が特に高いと認められる一般用医薬品等)の購入費が1万2,000円を超える場合に適用を受けることができる医療費控除の特例について、適用期限を5年間延長し、令和9年度分まで適用します

■住宅借入金等特別税額控除制度の控除期間の特例における適用期限の延長：住宅借入金等特別税額控除制度の控除期間の特例(控除期間13年間)について、国税において対象となる入居期間が令和4年12月31日まで2年間延長されたことに伴い、個人住民税における税額控除の最終適用年度についても、令和15年度から17年度まで延長します

☎市民税課 ☎963-9144

**固定資産税・都市計画税第2期 および国民健康保険税第2期の納期限は8月2日(月)です**



## 市役所から通知書等を送付します

通知書類名	発送日	対象	問合せ
固定資産税・都市計画税納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	7月5日(月)	令和3年度の固定資産税・都市計画税に変更があった、または新たに課税された方	資産税課 ☎963-9147・9148
市民税・県民税納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	7月9日(金)	令和3年度の市・県民税の年税額に変更があった、または新たに課税された方	市民税課 ☎963-9144
後期高齢者医療保険料の納入通知書	7月14日(水)	令和3年4月1日現在、後期高齢者医療保険に加入の方	国保年金課 ☎963-9170
国民健康保険税の納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	7月15日(木)	次の①～③のいずれかに該当する世帯主の方。①令和3年度の国民健康保険税の年税額に変更があった ②新たに国民健康保険に加入した ③支払い方法を特別徴収(年金からの差し引き)から口座振替に変更した	国保年金課 ☎963-9146
農業経営及び農地利用の状況等に関する調査	7月26日(月)	10アール以上の農地を所有している方および賃借等により農地を耕作している方	農業委員会事務局 ☎963-9279
令和3年8月からの介護保険負担割合証	7月下旬までに発送	介護保険要支援・要介護認定を受けている方(7月以降に要支援・要介護認定を受けた方、世帯構成や収入等の変動により、介護サービス利用時の自己負担の割合が変更になった方には順次送付)	介護保険課 ☎963-9169

掲載した市役所各課の電話番号は直通番号です  
市外局番は(048)です

かぜのような症状がある場合は来所をお控えください  
来所時はマスクの着用および手洗い・消毒をお願いします